

厚生労働大臣が定める揭示事項

2025年4月1日

【入院基本料に関する事項】

- 1) 当院2階病棟では、入院患者様13名に対して1人以上の看護職員(うち、看護師7割以上)及び、同じく25名に対して1人以上の看護補助者(介護職員)を配置し、24時間看護を行っています。
なお人員配置に対する加算により、1日につき14人以上の看護職員(夜間は3人以上)と、6人以上の看護補助者(うち直接患者に対し療養生活上の世話をを行うものが常時1名以上)が勤務しております。時間帯ごとの配置は次のとおりです。
9時～17時まで ・看護職員1人あたりの受け持ち数は6人以内、看護補助職員1人あたりの受け持ち数は12人以内です。
17時～9時まで ・看護職員1人あたりの受け持ち数は16人以内、看護補助職員1人あたりの受け持ち数は48人以内です。
- 2) 当院3階病棟では、入院患者様20名に対して1人以上の看護職員(うち、看護師2割以上)及び、同じく20名に対して1人以上の看護補助者(介護職員)を配置し、24時間看護を行っています。
なお人員配置に対する加算により、1日につき8人以上の看護職員と、8人以上の看護補助者(うち直接患者に対し療養生活上の世話をを行うものが常時1名以上)が勤務しております。時間帯ごとの配置は次のとおりです。
9時～17時まで ・看護職員1人あたりの受け持ち数は12人以内、看護補助職員1人あたりの受け持ち数は12人以内です。
17時～9時まで ・看護職員1人あたりの受け持ち数は24人以内、看護補助職員1人あたりの受け持ち数は24人以内です。

【関東信越厚生局への届出事項】

- 1) 当院では、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局長に届出を行っています。

■基本診療料

○ 地域包括ケア病棟入院料1 (2階病棟)	○ 療養病棟入院基本料1 (3階病棟)	○ 認知症ケア加算2 (2・3階病棟)
○ 看護職員配置加算 (")	○ 在宅復帰機能強化加算 (")	○ 医療的ケア者入院前支援加算 (")
○ 看護職員夜間配置加算 (")	○ 療養病棟療養環境加算2 (")	○ 機能強化加算
○ 看護補助体制充実加算1 (2・3階病棟)	○ 経腸栄養管理加算 (")	○ 診療録管理体制加算3
	○ 入退院支援加算2 (")	○ データ提出加算2・4
	○ 総合機能評価加算 (")	○ 医療DX推進体制整備加算

■特掲診療料

○ 薬剤管理指導料	○ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	○ 急性期リハビリテーション加算
○ 在宅時医学総合管理料及び 施設入居時等医学総合管理料(1)	○ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	○ 神経学的検査
○ 在宅療養支援病院「第14の2」1の(1)	○ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	○ CT撮影及びMRI撮影
○ 外来・在宅ベースアップ評価料(1)／入院ベースアップ評価料	○ (リハビリテーション)初期加算	○ 在宅がん医療総合診療料
		○ がん性疼痛緩和指導管理料

2) 当院では、入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)適温で提供しています。

○入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額(療養病床)

		医療区分Ⅰ(医療区分Ⅱ,Ⅲ以外)・地域包括ケア病棟	医療区分Ⅱ,Ⅲ
65歳未満	一般所得	一食510円 (難病患者は除く)	一食510円 (難病患者は除く)
	低所得 (市町村民税非課税者)	一食240円 (90日超で、一食190円)	一食240円 (90日超で、一食190円)
65歳以上	一般所得	一食510円 居住費370円 (難病患者は除く)	一食510円 居住費370円 (難病患者は除く)
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税者)	一食240円 居住費370円	一食240円 居住費370円 (90日超で、一食190円)
	低所得Ⅰ(市町村民税非課税者であり、かつ一定所得以下の70歳以上の者)	一食140円 居住費370円 ※老齢福祉年金を受給している場合は一食110円、居住費0円	一食110円 居住費370円

※難病患者(低所得者を除く)は年齢区分なく、一食300円 居住費0円